時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に揭ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六十錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末一切休刊せず）

●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戾する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦鹽斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十七錢	十六錢	十五錢

社說

朝鮮に對する政策

近來、對外政策の要は强硬にありと云ふ說甚だ勢力ありて朝鮮の如き弱國に對しても亦强硬を主とし出來得べくば理上の理を主張し、權外の權を取れと云ふもの少なからざるが如し如何にも雄壯活潑の議論ながら日本の朝鮮に於けるや恰も力士の赤子に臨むが如く到底、比較すべき限りに非ず若しも日本にして朝鮮に對して爲す所あらんと欲せば何事か成らざらん求めて得ざるとなかるべしと雖も力士が赤子の腕を捩ぎしとて幾何の名譽面目となる可きや名譽面目ならざるのみか怨を朝鮮に買ふて誹を列國に招く可し我輩が朝鮮政略に就て漫に强硬一方を主張せざる所以なり且つ朝鮮にして其富强の域に進むヿとあらんには之がために益を受くるものは何人なるかと尋れば支那人にも非ず米國人にも非ず工業貿易の權を取る日本人の外ある可らずとすれば彼れを抑壓せずして之を寬假し公平愼重以て之に交るは是れぞ所謂自利々他の方略なるに此邊の意味を解せずして單に鎭壓云々は我輩の贊成する能はざる所なり此事に關しては世上の輿論のみならず政府に於ても自から責を免かれざるもの〻あるが如し一例を擧げんに釜山居留地の如きも現在の地面は本來の約束よりも擴張せられたるものにして其擴張せられたる地面は現今の市價に照らし朝鮮人に對して相應の報酬を與ふ可き筈なるに事此に出でず依然當時の地價を標[illegible]ふの論なりと云ひ又同居留地水道の爲めに傍近水田の灌漑に用ふ可き用水を引き來りて地主を苦しめ用水の報酬としては一錢も支出せずと云ふが如き鄰國に交るの道として當を得たるものと云ふ可らず我輩も彼我地を易へ朝鮮が日本に向つて斯かる失當の處置を施すヿとあらしめんには日本人の感情は果して如何ぞや現に[illegible]國の如きも歐米列國の不對等の條約に對して排外の[illegible]を發せんとせる時世もありし位なれば朝鮮人が斯る處置に苦しめられたる結果として日本を憤るの念を生じたるヿとあるも決して彼のみを咎む可らざるなり而して右の如き處置に由て日本人に幾何の利益あるやと云ふに僅々數萬圓を利するに過ぎずと云ふ斯る小得失の爲めに朝鮮人の腦中に猜恨の根を植ゑ且つ開國の利を疑はしむるは果して得策なりや否や其利害は一考を要せずして直に明白なる可し或は朝鮮人に對して公平愼重の處置を施すときは彼國在留日本人の間に不評判を招くの恐れありとて年來の仕來りに一任して改革を躊躇するの意味もあらんかなれども是等は一切頓着するに足らず日本の外交方針は日本國民全體の利害を目的とするものなれば少數なる居留人民の評判の如きは眼中に置かずして可なり況んや居留人民と雖も心ある輩は必ず公平愼重なる處置を永遠の得策と認むるもの多きに於てをや譬へば英國政府が其居留人民の聲に動かされて東洋政略に威壓主義を一本槍と爲したる時に當り外國民は寧ろ英國を厭ふの情なきに非ざりしにローズベリー內閣に至りてキムバレー伯が公平愼重の政略を取りし以來其感情頓に一變して英國を敬重するに至りしを見ても公平政略の得失を知るに足る可しローズベリー內閣に對し反抗したる橫濱在留英人の擧動を非認したる日本國民は己の欲する所を他國に應用するヿとを憚る者に非ず聞く所に據れば我政府は遠からず日韓通商條約を改締するの議ありと云へば宜しく公平愼重の施設なかる可らず朝鮮の如き未開國の政府に法律の權を與へて我人民の生命を托するが如きは危險至極にして決して許す可らざるヿと勿論なれども其生產工業に不便なる條項の如きは之を省き且つ一切の交涉に於ても公平を主とせんヿと我輩の望む所なり

官報

○勅令

朕通譯官ヲ外交官又ハ領事官ニ任用スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十九年五月七日　內閣總理大臣、外務大臣副署

勅令第百八十二號

公使館一等通譯官及公使館二等通譯官ニシテ在職滿二年以上ノ者ハ外交官又ハ領事官ニ任用スルコトヲ得但其ノ在勤地ハ前官ノ任國內ニ限ル

朕外交官領事官通譯官書記生通譯生定員令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十九年五月七日　內閣總理大臣、外務大臣副署

勅令第百八十三號

明治二十八年勅令第十八號外交官領事官通譯官書記生通譯生定員令第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

外交官ニシテ領事官ヲ兼任シ及領事官ニシテ外交官ヲ兼任スルトキハ其ノ兼官ハ本條定員ノ內ニ算入セス

朕朝鮮國在勤警部巡査任用及支給規則中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十九年五月七日　外務大臣　伯爵陸奧宗光

勅令第百八十四號

明治二十五年勅令第十四號朝鮮國在勤警部巡査任用及支給規則中左ノ通改正ス

第九條中在勤月手當左ノ通改ム

警部　一箇月　二十圓乃至四十圓

巡査　一箇月　十三圓乃至十八圓

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

巡査ニシテ官舍外ニ居住セシムル者ニハ前項在勤月手當ノ外一箇月二圓ノ宿舍料ヲ給ス但一箇月未滿ノ日數ハ日割ヲ以テ計算ス

同條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第九條ノ二　朝鮮國在勤警部巡査ニシテ歸朝若クハ歸國ヲ命セラレ又ハ[illegible]ヲ命セラレタル者ニハ左ノ手當ヲ給ス但[illegible]ヲ命セラレタル者

警部　三十圓以內

巡査　十圓以內

[illegible]ハ[illegible]ヲ命セラレタル者ニシテ出發前其ノ命令ヲ取消サレタルトキハ前項手當ノ半額以內ヲ給スルコトヲ得[illegible]ヲ許サレタル者ニシテ出發前其ノ許可ヲ取消サレタルトキ亦同シ但本項ノ場合ニ於テ死亡シタルトキハ其ノ全額以內ヲ給スルコトヲ得

勅令第百八十四號參照

勅令第十四號朝鮮國在勤警部巡査任用及支給規則（明治二十五年二月三日官報）抄錄

第九條　朝鮮國在勤警部巡査ニハ月俸ノ外任地着港日ヨリ任地出發前日マテ在勤月手當ヲ給ス其金額左ノ如シ

警部　一箇月二十圓乃至三十圓

巡査　一箇月十五圓乃至二十圓

朕文部省ニ學校衛生顧問及學校衛生主事ヲ置クノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十九年五月七日　文部大臣　侯爵西園寺公望

勅令第百八十五號

第一條　文部省ニ學校衛生顧問九人以內及學校衛生主事一人ヲ置ク

第二條　學校衛生顧問ハ文部大臣ノ諮詢ニ應シテ學校衛生ニ關スル事項ヲ審議ス

第三條　學校衛生主事ハ文部大臣ノ命ニ依リ又ハ會長ノ指揮ヲ承ケ學校衛生顧問ニ諮詢スヘキ事項ノ調查其ノ他學校衛生ニ關スル事ヲ掌ル

第四條　學校衛生顧問及學校衛生主事ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ス

第五條　學校衛生主事ハ學校衛生顧問ト同一ノ資格ヲ以テ會議ニ參列スルコトヲ得但可否ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第六條　學校衛生顧問ノ會議ニ必要ナル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第七條　學校衛生顧問ニハ一箇年三百圓以內學校衛生主事ニハ一箇年千二百圓以內ノ手當ヲ給ス

朕臨時北海道鐵道敷設部官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十九年五月七日　內閣總理大臣、拓殖務大臣副署

勅令第百八十六號

臨時北海道鐵道敷設部官制

第一條　北海道廳ニ臨時北海道鐵道敷設部ヲ置キ北海道ニ於ケル官有鐵道ノ敷設業務ヲ掌理セシム

第二條　臨時北海道鐵道敷設ノ業務ヲ掌理スル爲ニ北海道廳ニ左ノ職員ヲ置ク

事務官　奏任　專任　三人

技師　專任　五人

書記　判任　十五人

技手　四十八人

書記補　判任　二十八人

第三條　事務官ノ中一人ヲ以テ部長ニ充ツ

部長ハ長官ノ命ヲ承ケ部下ノ官吏ヲ監督シ所部ノ事務ヲ掌理ス

第四條　事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ部中ノ事務ヲ分掌ス

第五條　技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ニ關スル事ヲ掌ル

第六條　書記技手及書記補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ各其ノ事務ニ服ス

朕臨時北海道鐵道敷設部職員官等俸給ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十九年五月七日　內閣總理大臣、拓殖務大臣副署

勅令第百八十七號

第一條　事務官ハ高等官三等以下七等以上トシ其ノ年俸ハ高等文官年俸二號表三級以下八級以上トス

第二條　書記補ハ月俸十二圓以下六圓以上トス

朕臨時北海道鐵道敷設部ニ於テ隨意契約ニ依リ鐵道用物件ヲ賣買貸借スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十九年五月七日　拓殖務大臣　子爵高島鞆之助

勅令第百八十八號

臨時北海道鐵道敷設部ニ於テ鐵道事業ニ要スル車輛器具機械其ノ他材料素品ヲ私設鐵道會社ヨリ買上ケ借入レ又ハ私設鐵道會社ニ賣渡シ貸渡ストキハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

○軍艦富士進水の模樣

倫敦タイムスの報ずる所に據れば帝國軍艦富士の進水式を行ひしバウクリークの船渠は其幅漸く二百尺餘なるに該艦の長さは四百十二尺以上その重量七千五百噸にして曩にチヤタム船渠に於て進水式を行ひたる英艦ヴイクトリアより重きヿと二千噸と云ふ大艦なれば當局の技師は勿論職工に至るまで其伎倆を現はすは此時にありと樣々に苦慮し進水の準備に三千五百磅を費やせし程ありて塲所の狹く艦體の大なるにも拘はらず無事出塲式を擧げ富士艦は直にアルバート船渠に廻航して高般の機械を備へ茲に航海の用意全く整ひたるよし

○天津に於ける銀貨鑄造

天津は清國有數の貿易市塲なれば大小銀貨の必要極めて多ければ今回直隸總督王文韶は從來の銅貨鑄造機械の外に一萬四千餘兩を投じて新に銀貨鑄造機械を買入れ一圓、五十錢、及び二十錢以下の小銀貨鑄造に着手す可き旨上奏して既に清帝の勅許を得たるよし

○第二師團の論功行

今に發表せずと聞く所に依……の勳功と臺灣の勳功とを……りしに總督府にては之に……情の爲め其調查も遲延し……りと云へば不日發表さる……

○伊藤總理の大磯行

時頃伊皿子の私邸より馬……て同十一時五十分同所發……たり

○ジエンナー氏百年祭の計

發明者英醫ジエンナー氏……る百年目に當るを以て歐……祭擧行の計畫中なる由西……天然痘の禍根を滅絕した……可く其遺効は我國人も均……まで安心する次第なれば……祭を擧行し一つにはヂエ……表し二つには我國人も泰……れざるヿとを諸外國に示……中なりと云ふ

○淺草三社の大祭

日大祭を執行する筈にて……板を舞ひ次に從來の三神……入日本社出輿、一の宮は北……北東仲町、田原町、松清町……木駒形、三軒町、壽町、……山の宿馬道、瓦町、淺草……聖天町、千束町、象潟町、……合なり殊て祝捷を兼ねて……常に意氣込み或は踊舞臺……他奉納物催物等目下を……

夜瀉車の

第二十回　女心……

石山代吉がギヨツトせしみ……は、正しく大月宗春なり……くは、此顏を注視て少し……に據れば、今は鹿子に在……して此黑洞の深林中に來……小夜は突然凄じき叫の聲……窓の方へ、馳せ進みける……所の手疵を負ひたり

光輪さん〳〵、トウ〳〵……と言葉と共に進みは得せ……く、坐上に轉びたり、事の……れし慘然たる此塲の騷ぎに……周章狼狽くならんなれども……心を失はず、ツト進寄りて……聞に、身は戶外に飄田で……大月の旦那、一寸と御……と窓の所へ廻て見れども……めず、幽靈は搔消す如く……ぞも、聞ゆるは唯深山に……眞個、愛にぞ一大不思議は……子に映じたる兩影は、……